(6) 港湾施設利用料

				金		額		
	設備	種別	単 位		lOm未満	水深一] 外航船舶	10m以上 その他の船舶	摘 要
岸壁及び 物揚場		係船料	係留1回総トン数1トンにつき 2時間まで 2時間超 4時間まで 4時間超 6時間まで 6時間超 12時間まで 12時間超 24時間まで 12時間超 24時間まで 24時間を超える場合 超える 24時間までごとに	2.55円 2.98円 3.41円 4.55円 6.07円 8.09円	2.79円 3.25円 3.73円 4.99円 6.66円	3.41円 3.98円 4.55円 6.06円 8.09円	3.73円 4.35円 4.99円 6.67円 8.90円	総トン数1トン未満の端数のトン 数があるとき、その端数は1トン として計算し、総トン数の表示 のない船舶のトン数の算出につ いては、知事の定めるところに よる。 フェリーボートが車両の積降ろ しできない桟橋に係留する場合
		係船料		外航	船舶	その他	の船舶	は、一般船の係船料を適用する。
係留施設			係留1回総トン数1トンにつき		12時間まで	12時間を超え る場合24時間 までごとに	短距離航路とは、航路の距離	
	桟橋 フェリー ボートの 接岸施設 を含む		一般船 フェリーボート 短距離航路 中・長距離航路 高速艇	2.31円 3.12円 4.19円 4.55円	4.16円	3.42円 4.59円	4.56円 6.13円	が、100キロメートル未満のものをいい、中・長距離航路とは、 航路の距離が100キロメートル 以上のものをいう。 外国船舶とは、消費税法施行
	及び		入場する者1人(6才以上)1回につき 常時入場する者1人(6才以上)1月につき 車両1台1回につき 自動二輪車、原動機付自転車、自転車、荷車、 その他これらに類するもの その他(車体の長さ3メートル未満 車体の長さ3メートル以上5メートル未満 車体の長さ5メートル以上			1回につき 70円 -	1月につき - 1,380円	令(昭和63年政令第360号)第17 条第2項第3号に規定する船舶 をいう。
	浮桟橋	入場料				100円 140円 170円 260円	2,650円 3,770円	
	可動橋	使用料	使用1回につき			13,570円		広島国際フェリーホート

設備	種別	単位	金	:額	摘 要
			車体の長	さ5m未満	
広島みなと	-	一般使用 1台1回につき			① 車体の長さ5メートル以上は駐
公園駐車場	7	1時間まで		無料	車不能
•		1時間を超える場			
広島国際	•	合,超える時間30			② 一般使用の場合、使用時間24
フェリーホ。一	\	分までごとに		100円	
駐 車 場	<u>1</u>				円とする。
•	↓ 駐車料	専用使用 1台1月につき		12,570円	
宇品波止場	7 7 7 7 7 7 7 7 7				③ 広島港御幸松駐車場は時間利
公園駐車場	<u>1</u>				用券は無し。
•		時間利用券	180円券	100円券	
広 島 港		車体の長さ5メートル未満			
御幸松		11枚綴り	1,880円	1,030円	
駐 車 場	Ţ	60枚綴り	9,900円	5,500円	
		100枚綴り	16,020円	8,900円	
		300枚綴り	42,420円	23,560円	

	設 備	種別	単 位	金額	摘 要
荷捌施設	荷役機械		30分までごとに ジブクレーン ガントリークレーン	6,990円 34,650円	広島港の区域内に
	荷さばき地		1平方メートル 1日までごとに 1級地	8.36円	・1級上屋、1級CFS
	上 屋	使用料	穀物上屋穀物槽1基につき1日までごとに穀物サイロ1月までごとに1級上屋1平方メートル1日までごとにくん蒸上屋1平方メートル1日までごとに1級C. F. S1平方メートル1日までごとにゲートハウス1平方メートル1月までごとに	25,940円 5,437,080円 23.03円 28,720円 23.88円 2,400円	に存するもの。
旅客施設	旅客乗降用 固定施設		タラップ 使用1回につき	18,750円	・広島国際フェリーホート
	手荷物取扱所	使用料	1平方メートル 1月までごとに	2,000円	・事務室とは、港湾関連事業のための事
	待合所		ターミナル使用料 出国者1人1回につき 12歳以上 6歳以上12歳未満 事務室、売店、自動販売機その他これに類するもの 1平方メートル 1月までごとに	510円 250円 2,000円	務所又は旅客施設 利用者の利便に供 するための施設を いう。
保管施設	野積場		1平方メートル 1日までごとに 1級地 舗装地 未舗装地	6.90円 5.26円	・1級地 広島港の区域内に存
	水面貯木場	使用料	一般使用:1平方メートル1月までごとに 専用使用:使用期間が1年間で、かつ ア 使用面積3万平方メートル以上10万平方メートル 未満の場合 1平方メートル1年につき イ 使用面積10万平方メートル以上の場合 1平方メートル1年につき	20.78円 224.58円 187.15円	・野積場の使用に伴い その一部を現場事務 所、車両置場、洗車
船舶 給水施設		使用料	水量1立方メートルまでごとに	関係市町の水道料金 に82円を加えた額	
廃棄物 焼却施設		引受料	廃棄物1立方メートルまでごとに	外航船舶 その他の船舶 1,140円 1,240円	規定する船舶をいう。
緑地		使用料	露店類、自動販売機その他これに類する施設 祭礼、縁日等に際し一時的に設ける場合 1平方メートル1日までごとに その他の場合 1平方メートル1月までごとに	150円	みずとりの浜公園、観音マリーナ海浜公園、広島みなと公園、 宇品波止場公園
港湾管理 事務所		使用料	広島港国際コンテナターミナル管理棟 1平方メートル 1月までごとに	1,360円	
港湾施設 用地		使用料	専用使用 普通使用 1平方メートル 1月までごとに 1級地 特別地 特別使用 1級地 1平方メートル 1月までごとに 一時使用 1級地 1平方メートル 1月までごとに	172円+国有資産等所 在市町村交付金 383円 83.35円 5.84円	③ 特別使用とは、県有上屋に倉庫等を設けることにより使用すること、又は地表の通常の利用を妨げない範囲内において上空を使用することをいう。 ④ 港湾施設用地の使用に
					伴い、その一部を現場事務、車両置場、洗車場その他これらに類する施設として使用する場合を含む。

- ■ビジター船舶の用に供する港湾施設使用料については別に定める。
- ■広島港国際コンテナターミナルと海田コンテナターミナルの利用料金については別に定める。 ■広島市、江田島市、坂町に管理の事務委託をしている港湾施設については、県が徴収しないので記載していない。